

卒業の認定に関する方針

卒業の認定は、次の各号に掲げる事項の全てに該当する者について行い、卒業判定は校長を含む教職員で構成される卒業判定会議において厳正に行う。

- (1) 授業時間数に対する欠席時間数が基準より多くないこと
- (2) 学期末に行う定期試験の成績が合格点より低くないこと
- (3) 授業料などの納入を怠っていないこと。

なお、各教科の試験不合格及び所定の履修時間数不足の場合には卒業は延期となり、留年措置とする。